

第四部 第一四類

(11111)

第七十五回
帝國議會
貴族院
輸出資金及輸出品製造資金金融通損失補償法案特別委員會議事速記録第三號

昭和十五年三月十四日(木曜日)午後一時三十七分開會

○委員長(子爵松平康春君) シレデハ只今カラ委員會ヲ開キマス、昨日ニ引續キマシテ御質疑ガゴザイマシタラ此ノ際願ヒタイト思ヒマス、ソレデハ御諮リ致シマスガ、御質問バゴザイマセヌデゴザイマセウカ……ナイモノト認メマス、ソレデハ只今カラ討論ニ移リタイト存ジマスガ、先ヅ最初ニ輸出資金及輸出品製造資金金融通損失補償法案ニ付テ御意見ヲ伺ヒマス

○小倉正恒君 希望意見ヲ申述ベテモ宜シウゴザイマスカ

○委員長(子爵松平康春君) ドウゾ……

○小倉正恒君 私ハ此ノ法案ハ、申ス迄モナク貿易ノ振興ガ最重要ナコトデアアルノニ鑑ミマシテ、此ノ法案ハ極メテ時局柄機宜ニ適シタル法案ト考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカラ又此ノ法令ハ大變宜ク、從來ノ十四年度アタリノコトノ實際ノ銀行業者等ニ就テ聞イテ見マシテモ、餘程良ク運用サレテ居ルヤウニ聞イテ居リマス、先ヅ斯ウ云フ法律ハ兎角法令ダケ出來テ、運用ガ十分行カヌヤウナ憾ガアリマスケレドモ、是ハ非常ニ其ノ運用ガ良ク行ッテ居ルヤウニ私ハ思ヒマス、殊ニ相當大キナ取引ガ出來テ、サウシテ其ノ補償シタル金額ト云フモノハ實ニ少イノデアリマシテ、誠ニ成績ガ立派ナノデアリマス、此ノ法案ガ提案サレマシテ、愈々此ノ法的ノ根據ヲ持ツト云フコトニナツタト云フコトニ付テハ賛成ヲ表スル

者デアリマス、唯一ニ希望トシテ申述ベテ見マス云フト、是モ銀行業者カラ聞クコトデアリマスガ、損失ノ補償ノアツタ場合ニ兎ニ角手續等ガ彼此アリマシテ、ドウモ補償ガ迅速ニ行カヌ、其ノ爲ニ資本ヲ融通シマシタ側ニ於テ迷惑スルコトガ少クナイヤウナコトヲ聞イテ居ルノデアリマス、マア一口ニ言ッテ見マス云フト、誠ニ法案ハ結構ナノデアアルケレドモ、損失ノアツタ場合ニ、補償ヲシテ貰フ場合ノ手數ガ煩雜デアアルガ爲ニマアツイ此ノ種ノ融資ニ熱心ニナラヌト云フヤウナコトヲ聞クノデアリマス、是等ハ一ツ手續ヲ出來ルダケ一ツ簡便ニシテ戴クヤウニ此ノ機會ニ於テ希望トシテ申述ベル次第デアリマス、ソレト、今一ツ是ハ或ハ此ノ法案ニ直接ノ關係ハナイカモ知レマセヌケレドモ、此ノ圓ト「ポンド」トノ關係デアアルノデアリマス、御承知ノヤウニ近頃ノ「ヒットラー」ノ演説ニモ、輸出ノ必要ヲ非常ニ強調シテ居リマス、英國ニ於テモ今日ノ狀況ハ「クレデット」モ出來ズ、又金ニハ自ラ限度ガアルト云フノデ所謂「エキスポー」ト云フコトニ非常ニ重キヲ置イテ居ルノデアリマシテ、昨年ノ末カラ官民一致協力シテ輸出ヲ獎勵シテ居リマシテ、此ノ輸出補償ノ限度ノ如キモ極メテ莫大ナモノニ改メタヤウニ聞イテ居ルノデアリマス、從ヒマシテ今後其ノ英國ノ植民地、或ハ其ノ勢力ノ範圍國ニ於ケル英國ノ輸出ノ促進政策ト云フモノガ一段ト強化セラレルコトト考ヘルノデアリマシテ、是ハ段々サウ云フ

コトニナツテ居ルヤウニ思ヒマス、然ルニ不幸ニシテ我が國ノ商品ノ範圍ハ多クハ「ターリング・ブロック」デアリマス、「ポンド」ノ「ブロック」ノ方ニ我が國ノ商品ハ輸出サレル、從ヒマシテ、「イギリス」ガ斯ウ云フ政策ヲ執ッテ、愈々其ノ政策ヲ強化スルニ從ヒマシテ、我が國ノ輸出ト云フモノハ今後一層困難ニナルヤウニ考ヘマス、而シテ其ノ輸出促進ノ要素ハ申ス迄モナク生産費ノ低廉ト爲替ノ安定デアリマス、生産費ノ方ハ姑ク措キマシテ、爲替ノ安定ノコトデアリマスガ、我が國ノ相場ハ今日ハ「ドル」ニ「リンク」シテ居ルノデアリマスガ、商品ノ輸出先ハ主トシテ「スターリング・ブロック」デアリマス、然ルニ最近ノ情勢ヲ見マス云フト、「ポンド」ハ「ドル」ニ比シテ段々下リマシテ、從ッテ圓ハ「ポンド」ニ對シテ奔騰ノ傾向ニアル、圓ガ高クナル、大分騰貴ノ傾向ニアルデアリマス、現ニ十三日ノ相場ハ一志二片八分ノ七、昭和八年以來ノ高値ヲ示シテ居リマス、是デハナカク輸出ガ困難デアリマス、而モ「ポンド」ノ下落ハ尙甚ダシク、最近ニハ一日ニ十「セント」近クモ下落スル有様デアリマシテ、斯クノ如ク爲替ハ安定ヲ缺イデ居リマス、從ヒマシテ「スターリング・ブロック」ノ買手ト云フモノハ危險ガツテ、日本ノ商品ヲ買ハナイヤウナ狀態デアリマス、勿論我が國ガ「ドル」ニ「リンク」換ヘラシマシタコトハ、本質的ニ全體ノ上カラ見マシテ、是ハ正シイノデアリマスガ、又半面ニ於キマシテ我が國ノ商品ノ販途ト、「ポンド」ト

ノ關係モ考慮ニ入レナケレバナラヌト考ヘマス、ソコデ私ノ希望ハ何等カノ方法デ「ドル」ニ「リンク」スルト共ニ、「ポンド」トノ關係ヲ一ツ安定スル必要ガアルヤウニ思フノデアリマス、是等ニ對シマシテモ、何カ政府ニ於テ御考ガアリマスレバ、承ルコトガ出來レバ幸デアリマスシ、又必要ヲ御認ニナツテ居ルト云フコトデアリマスレバ、何カ「ポンド」トノ關係ガ安定シマスヤウニ御努力ヲ御願ヒシタイト云フ私ノ希望デアリマス、要スルニ私ハ此ノ實際ノ補償ノ手續ガ簡單ニナルコト、第二ハ出來ルダケ金額ヲ餘計ニシテ戴クコト、「イギリス」ナドハ莫大ナル數字ニシテ居ルヤウデアリマスカラ、此ノ豫算ガオ通りニナル場合ニハ、餘計御取リニナツテ戴キタイト云フコトト、ソレカラモウ一ツハ「エキスポー」ト「ビジネス」ノ上カラ、何カ「ポンド」トノ關係ノ安定スルヤウナ考ヘ方ラシテ戴クコト云フ三點ノ希望ヲ附シマシテ本案ニ賛成スルノデアリマス

○村上恭一君 私モ原案ニハ異存ガアリマセス、唯希望スベキ事柄ヲ考ヘテ居リマス、ソレハ只今小倉サンカラ御話ニナリマシタコトノ第一點ト同ジコトデゴザイマス、銀行ガ政府ト契約ヲ結ビマシテ、結局銀行ガ政府カラ補償ヲ受ケルト云フコトノ迅速ナ御取扱ヲ願ヒタイノデアリマスガ、其ノ前ニ當業者ガ銀行カラ手形ノ割引ヲ受ケマス、其ノ際銀行ハドウデアリマスカ、直グニ手形ノ割引ヲ與ヘマスカ、或ハ内部的ニ政府

ト交渉シマシテ、其ノ手形ニ付テ補償ノ契
約ヲ爲スコトガ出來ルト云フ見透シト云ヒ
マセウカ、話合ヒト言ヒマセウカ、ソレガ付
イテカラ初メテ當業者ニ手形ノ割引ヲ與ヘ
ルト云フヤウナコトニナルコトモアラウト
思フノデアリマス、ソナコトデ結局當業
者ガ手形ノ割引ヲ受ケマスコトガ、サウ簡
單ニ迅速ニ行ヘナイト云フヤウニナリマシ
テハ、折角ノ此ノ法律ヲ十分ニ活用スルコ
トガ出來ナイヤウニナルノデハナカラウカ
ト思ヒマスガ、其ノ當業者ノ中ニハ隨分中
小ノ業者モアルノデハアリマスマイカ、殊
ニ此ノ輸出品製造資金ノ場合ニ於キマシテ
ハ、可ナリ小サイ製造業者モアルノデハナ
カラウカト思ヒマスガ、サウ云フ人達ガ此
ノ法律ノ便益ヲ受ケマスコトヲ遺憾ナク出
來マスヤウニシテ戴キタイノデアリマス、
サウ云フヤウナコトヲ申シマスノハ、世間
デハ兎角斯ウ云フヤウナコトヲ申シマス、
政府ガ色々法律ヲ作り、制度ヲ立テテ人民
ヲ保護シテ下サルト云フコトデアルケレド
モ、實際ソレガ行ハレルノハ容易ナコトデ
ハナイ、手數方面倒デ仕樣ガナイ、政府ノ
御利益ハ制度ノ上デハ立ッテ居ルケレドモ、
ナカ／＼實際ニ潤ッテ來ルモノデハナイ、ソ
ンナコトヲヤッテ居ッテハ手間ガ掛ッテ面倒
デ仕樣ガナイト云フヤウナコトヲ世間ノ一
部デハヨク言フヤウデアリマスガ、此ノ法
律ノ施行ニ付キマシテハ、サウ云フ點ニ當
局ニ於キマシテ十分ニ御注意ヲ願ヒタイ、
其ノ當局ト申シマスノハ上カラ下迄含ムノ
デアッテ、最高幹部ノ大臣ヤ政務次官ナド、
又局長、長官ナドモサウ云フ御考デアリマ
シテモ、實際ノ事務ヲ取扱ヒマス向ニナリ
マスルト、ドウモ其ノ趣意ガ徹底セヌコト

モアルノデハナカラウカト思ハレル節モナ
イデハゴザイマセヌ、要スルニ政府當局ノ
上下ヲ通ジテ此ノ法律ノ施行ニ十分深切ヲ
盡ス、人民ニ對シテ深切ヲ盡スト云フ御心
持ヲ現シテ戴キタイ、斯ウ思ヒマス、私ハ
其ノヤウナ希望ヲ持ツタ考ヲ以チマシテ此
ノ原案ニ賛成スルモノデゴザイマス
○委員長(子爵松平康春君) 他ニ御發言ハ
ゴザイマセヌカ……是ニテ討論ヲ終結致シ
マシタ、是ヨリ採決ヲ致シタイト存ジマス、
原案ノ通過スルコトニ御異議ハゴザイマセ
ヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(子爵松平康春君) 御異議ナイモ
ノト認メマス、原案通り可決致シマシタ

○政府委員(加藤録五郎君) 只今御決議ヲ
願ヒマシテ有難ウゴザイマス、色々御希望
ノ點ヲ承リマシテ、如何ニモ御尤モデアラ
ウト存ジマス、本法運行ニ對シマシテハ御
希望ノ點ヲ十分尊重致シマシテ、萬遺憾ナ
キヲ期シタイト存ジマス

○委員長(子爵松平康春君) 次ニ商工組合
中央金庫法中改正法律案、此ノ法案ニ付キ
マシテ討論ニ入りタイト存ジマス、別段御
發言ゴザイマセヌカ……ソレデハ採決ヲ致
シタイト存ジマス、政府提出原案通り御異
議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(子爵松平康春君) 御異議ナイモ
ノト認メマス、原案通り可決致シマシタ、
ソレデハ是デ散會致シタイト存ジマス

午後一時五十五分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵松平 康春君
副委員長 男爵伊藤 一郎君

委員

侯爵大炊御門經輝君

村上 恭一君

男爵益田 太郎君

瀧川 儀作君

小倉 正恒君

中野 敏雄君

政府委員

商工政務次官

加藤録五郎君

商工省振興部長 妹川 武人君

貿易局長官 小島 新一君